

広島 ESD・ユネスコスクール研究会 会則

第1章

(名称)

第1条 本研究会は、広島県ユネスコ連絡協議会（1974年設立）のESD・ユネスコスクール専門委員会（2012年設置）の下に設置され、広島 ESD・ユネスコスクール研究会（欧文名：The Hiroshima Research & Development Society for ESD・UNESCO Schools）と称する。

(目的)

第2条 本研究会は、ユネスコが主導するESD（持続発展教育）及びその拠点であるユネスコスクールの発展と普及を図るための研究と支援を行う。

(事業)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 例会の開催（年間4～6回）
2. 内外のESD関係組織やユネスコスクールとの交流
3. 内外のESD関係組織やユネスコスクールへの情報発信
4. ESD及びユネスコスクールに関連する情報の収集・分析・提供
5. ESD及びユネスコスクールに関する出前授業
6. ユネスコスクール加盟申請の支援
7. その他、本研究会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第4条 1. 会員は、本会則第2条の目的に賛同する個人及び団体で、研究推進会員と普通会员とする。
2. 研究推進会員は、本会からの委嘱とし、普通会员は、公募によるものとする。

(会員の構成)

第5条 研究推進会員の構成は、次の通りとする。

1. ESD又はユネスコスクールの推進に関心を有する教育・研究関係者
2. ESD又はユネスコスクールの推進校及び推進団体

第6条 普通会员の構成は、次の通りとする。

1. 広島県内地域ユネスコ協会の会員
2. その他、本会会則第2条の目的に賛同する個人

(特典)

第7条 1. 研究推進会員は、個人又はグループで活動テーマを定め、活動成果を本研究会の例会で発表したり、署名入りで、ホームページに発表できる。
2. 普通会员は、本研究会の提供する情報を、Eメール等により受け取るほか、本研究会の例会への参加をはじめ、本研究会の行うすべての事業に参加することができる。

(会費)

第8条 会費は、当分の間、設けない。

(入会・退会)

第9条 本研究会の入会または退会については、事務局長にEメールで届け出る。

第3章 役員

(役員構成)

第10条 本研究会に次の役員を置く。

1. 代表1名、副代表1名、事務局長1名。
2. 顧問相当数

(顧問の構成)

第 11 条 顧問は、次のとおりとする。

1. 広島ユネスコ協会会長
2. 宮島ユネスコ協会会長
3. 東広島ユネスコ協会会長
4. 尾道ユネスコ協会会長
5. 因島ユネスコ協会会長
6. 府中ユネスコ協会会長
7. その他若干名

(役員の仕事)

第 12 条 1. 代表は本研究会を代表し、一切の会務を統括する。
2. 副代表は、代表の職務を助ける。
3. 事務局長は、本研究会の事務を統括する。
4. 顧問は、本研究会の運営に関して、必要に応じて相談に当たる。

(役員を選出)

第 13 条 役員を選出は、会員の互選による。

(役員の仕事)

第 14 条 役員の仕事は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

付則 本会則は、2013 年 7 月 13 日より施行する。

広島 ESD・ユネスコスクール研究会 細則

本研究会の運営は、会則に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

1. 事業の推進体制

- (1) 本研究会は、「ユネスコ活動に関する法律」(1952)及び文部科学省初等中等教育局長・同省国際統括官が連名で、各都道府県知事、教育長あてに通知した「ユネスコスクールの推進について(通知)」(2012年9月28日)を踏まえ、広島県ユネスコ連絡協議会に加盟する広島、宮島、東広島、尾道、因島、府中の各ユネスコ協会、広島県教育委員会、広島市教育委員会、広島県ユネスコスクール連絡協議会、広島大学大学院ユネスコスクール委員会、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟等との密接な連携のもとに事業の推進に当たる。
- (2) 本研究会は、会則に定める事業の推進に当たり、設置の親組織である広島県ユネスコ連絡協議会会則第18条「本会は特定の宗教および政治活動は行わない。」を順守する。

2. 事務局

- (1) 本研究会の事務局は、当分の間、広島市立大学国際学部比較国際教育学研究室に置く。

3. 会員への情報提供

- (1) 会員への情報提供は、Eメール等により行う。会員は、Eメールアドレスを本会に通知するものとする。
- (2) 本研究会が提供する ESD・ユネスコスクール関連情報の収集・分析を行う情報源には、次の Web サイトを含むものとする。
 - 1 UNESCO (パリ本部) (英語)
 - 2 UNESCO ASPnet (パリ本部) (英語)
 - 3 UNESCO Bangkok Office (バンコク事務所) (英語)
 - 4 ユネスコスクール公式ウェブサイト
 - 5 日本ユネスコ国内委員会
 - 6 日本持続発展教育 (ESD) 推進フォーラム
 - 7 ユネスコスクール (ユネスコアジア文化センター: ACCU)
 - 8 ユネスコスクール大学間支援ネットワーク (ASPUivNet)
 - 9 日本ユネスコ協会連盟
 - 10 ESD-J (持続可能な開発のための教育の10年推進会議)
 - 11 立教大学 ESD 研究所: (旧) 立教大学 ESD 研究センター
 - 12 国連大学高等研究所 RCE プロジェクト
 - 13 広島県教育委員会
 - 14 広島県教育センター
 - 15 広島市教育委員会
 - 16 広島市教育センター
 - 17 その他、ESD 及びユネスコスクール関連の Web サイト

付則 本細則は、2013年7月13日より施行する。